

平成 30 年 5 月 25 日

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに基づき、平成 29 年度（平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）の当社取締役会全体の実効性をはじめとするコーポレートガバナンス体制全体について分析・評価を行いましたので、その結果の概要を下記のとおり公表いたします。

記

1. 分析・評価の方法

(1) 当社取締役会の実効性に関する質問票^(注)を作成のうえ、全ての取締役（監査等委員である取締役を含む。）に配布し、全員から回答を得ました。

(注) 質問票の大項目：取締役会の構成、取締役会の運営、取締役会の議題、取締役会を支える体制

(2) 経営企画部担当役員は、回答の集計結果に基づき分析・評価を行い、当社経営会議における協議の後、監査等委員会の意見を踏まえて報告書を取りまとめました。

(3) 取締役会は、その報告書に基づき協議を行い、取締役会全体の実効性に関する評価を決定するとともに、取締役会の実効性向上に向けた改善策を協議・決定しました。

2. 分析・評価結果の概要

- (1) 当社取締役会は、以下の観点から、全体として引き続き実効性が確保されていると評価しました。
- ・取締役会の構成は、構成員の多様性や社外取締役の割合を含め、適切な人数・構成となっている。
 - ・取締役会の運営は、予想される審議事項について事前決定された上で、毎月 2 回の開催と十分審議する時間が確保されているほか、取締役会資料の内容・分量も適切であり、自由に発言できる雰囲気となっているなど、適切に議事運営されている。また、前年度評価における課題であった取締役会資料の事前検討時間の十分な確保についても改善が図れている。
 - ・取締役会の議題は、グループとして審議するべき議題が適切に選定され、個々の議題の審議時間も十分確保されており、適切な議論がなされている。また、前年度評価における課題であった中長期的な企業戦略に関する議論の深化については改善が図れている。
 - ・取締役会を支える体制は、各構成員に対するサポート体制が適切に構築されている。
- (2) こうした評価及び各取締役からの意見を踏まえ、取締役会の実効性を一層高める観点から、以下の点については、今後改善の余地がある課題と位置づけました。
- ・取締役会が全体として適切に機能発揮するための構成のあり方等の検討
 - ・取締役会資料の事前検討時間の十分な確保
 - ・経営会議等への権限委譲等の検討

3. 分析・評価を踏まえた今後の対応

当社取締役会は、上記の分析・評価結果を踏まえ、以下の点について更なる改善を実施していくことで、取締役会の実効性向上に努めてまいります。

- (1) 取締役会が全体として適切に機能発揮するための構成のあり方等の検討については、今後の経営戦略を検討する中で、意見交換の機会を増やし、取締役会における議論のあり方も含めて、議論の深化を図る。
- (2) 取締役会に提出される資料について、引き続き報告様式の統一や報告内容の要約等の整理・工夫を図るとともに、社外取締役に対する事前の資料提供の配布方策の工夫を図り、各取締役が事前に検討する時間の確保を図る。
- (3) 経営会議等に権限委譲する事項の拡充等について検討を行うとともに、審議事項については、早い段階からの報告・協議を実施することにより、取締役会における十分な審議時間の確保を図る。

以上